蒲郡市の公共工事における契約の保証について

蒲 郡 市 長

平成29年4月1日以降の公告、通知等から、蒲郡市と工事請負契約を締結しようとする場合には、契約の保証が必要になります。

入札に参加する際は、下記事項についてご承知の上、ご参加いただきますようお願いいたします。また、契約保証に係る経費については、諸経費に含みます。

1 契約の保証とは

工事請負契約締結後に請負者が工事を完成することが不能となった場合に、市に対する違約金のために、あらかじめ何らかの保証をすることです。契約保証は、現金の納付だけでなく、銀行等、保証事業会社による保証などの担保を提供すること、また、履行保証保険への加入などにより免除されます。

2 契約の保証の内容

- (1) 請負金額が500万円以上の公共工事請負契約を締結する場合には、<u>実績の有無にかかわらず、</u>次のいずれかの方法を選択し、<u>請負金額の10分の1以</u>上の保証が必要となります。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
 - ③ 公共工事履行保証証券による保証(履行ボンド)
 - ④ 履行保証保険契約の締結
- (2)契約の保証を付すための手続きは、選択する保証の方法に応じ、<u>契約締結日</u> <u>の前日までに</u>次の手続きを行う必要があります。
 - ① 契約保証金の納付

契約保証金を納付するための「納付書」を交付しますので、契約締結日の前日までに納付して、「領収書」を契約締結時に提出してください。

② 銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証※

銀行等又は保証事業会社と保証契約(保証金額が請負金額の10分の1以上であること。)を締結し、「保証書」「保証証書」を契約締結時に提出してください。

※「保証事業会社の保証」は、前払金の支出が予定されているものに限ります。

③ 公共工事履行保証証券による保証(履行ボンド)

保険会社と保証契約(保証金額が請負金額の10分の1以上であること。)を締結し、「公共工事履行保証証券」を契約締結時に提出してください。

④ 履行保証保険契約の締結

保険会社と履行保証契約(保証金額が請負金額の10分の1以上であること。)を締結し、「履行保証保険証券」を契約締結時に提出してください。

(3)請負金額が500万円未満の工事請負契約を締結する場合は、<u>平成29年4</u> 月1日以降も、過去の実績から判断して契約を履行しないおそれがないと認め られる場合には、契約保証金を免除します。

(注意)

- 1 いずれの保証を付す場合にも、<u>当初は<mark>経営状況等の審査の手続き</mark>に1~3週間</u>程度かかる場合がありますので、あらかじめ銀行等、保証事業会社、保険会社に相談しておいてください。
- 2 契約締結日は、開札日の翌週の木曜日となります。

開札日の午後FAXされる契約書(案)により速やかに手続きを行い、契約締結 日前日以前の日付で保証証書等を受理し、水曜日までに市へ提出してください。

田	月	火	水	木	金	土
		入札日	入札日	開札日		
			契約書及び契約保証提出日	契約日		

3 契約の保証については、有価証券等の取扱いはしません。

問い合わせ先

蒲郡市総務部契約検査課

Tel 0533-66-1178

Fax 0533-66-1197